

議案第39号	三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
消防本部	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金支給額の引上げを行うに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>《改正内容》</p> <p>平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）において、団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられた。</p> <p>この趣旨を踏まえ、退職報償金の引き上げを行うため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正されたことにより、三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を一部改正し、<u>当該報償金の一律5万円引き上げ（最低支給額20万円）</u>を行うもの。</p> <p>【施行期日】 平成26年4月1日</p>	